

2020年6月11日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

むさし証券株式会社

取締役社長 野村 眞

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止および株主様の安全確保の観点から、間隔を空けた座席配置や株主総会の運営スタッフのマスク着用、さらに状況に応じ必要な措置を講じさせていただきます。ご来場される株主様におかれましては、株主総会開催当日の市中感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防ならびに円滑な議事運営にご協力のほどお願い申し上げます。

また本株主総会は書面での議決権行使をお選びいただけますので、是非ご利用くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面での議決権行使に際しましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時00分
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
OLSビル9階
当社本店会議室

3. 目的事項

報告事項 第75期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告および計算書類内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

以上

-
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 当日は当社では節電への対応として軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- (配当金のお支払いについて)

当社は2020年5月26日開催の取締役会において、2020年6月29日を効力発生日（支払開始日）として、1株につき10円の剰余金の配当をお支払いすることを決議いたしました。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の方には「配当金計算書」および「お振込みについて」）は、2020年6月26日開催の第75期定時株主総会決議ご通知に同封ご送付申し上げる予定でございます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における国内株式市場は、期初以降、米連邦準備制度理事会（FRB）が利上げを急がないとの観測が広がったことや中国が景気対策を表明したことなどから、4月末にかけて株価は底堅く推移しました。

5月に入ると米国が中国に対し制裁関税の引き上げを発表したことで米中貿易摩擦再燃への懸念が高まり、株価は下落に転じました。さらに米国による中国通信機器最大手の華為技術（ファーウェイ）への制裁措置やメキシコに追加関税を課す方針が示され、貿易摩擦の長期化や拡大が世界の景気減速につながるとの懸念を背景に投資家のリスク回避姿勢が強まったことから、株価は弱含みました。

6月末の20カ国・地域首脳会議（G20サミット）で米中貿易摩擦の解決が期待されたことや金融緩和観測などから株価は上昇傾向となりましたが、8月初旬には米中貿易摩擦再燃への懸念から下落しました。

9月に入ると米中貿易協議の進展期待が高まったことに加えて、香港情勢やイギリスの政治混乱を巡る懸念が後退したことなどを受けて株価は上昇し、その後も上昇基調となりました。2020年1月には米軍によるイラン革命防衛隊の司令官殺害を巡り米国とイランの対立が激化するとの懸念から投資家のリスク回避姿勢が強まり下落する場面もありましたが、トランプ米大統領の演説が報復には言及せず抑制的であったことから両国対立激化への懸念が後退しました。

しかしその後は、中国で発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けた経済活動の停滞懸念の高まりに加え、原油安と円高の急速な進行などで日経平均株価は急落し、3月9日に2万円を割り込みました。その後も、世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスの感染拡大を「パンデミック（世界的大流行）」と表明したことで世界景気の先行きに対する警戒感が強まり、連日、安値を更新しました。月末にかけては、日銀による上場投資信託（ETF）の買い入れ規模の上限拡大、東京五輪の中止が回避され1年程度の開催延期の決定や米景気刺激策の最終合意が伝わり反発したものの、結局、当事業年度末の日経平均株価の終値は18,917.01円となりました。

このような環境下、当事業年度の業績は、営業収益は39億66百万円（前年同期比

100.8%)、純営業収益は37億40百万円(同100.2%)となりました。また、販売費・一般管理費は44億82百万円(同96.2%)となり、その結果、営業損失は7億42百万円(前年同期は9億27百万円の損失)、経常損失は5億84百万円(同7億42百万円の損失)、当期純損失は7億91百万円(同7億10百万円の損失)となりました。

前事業年度に続いての営業損失ならびに当期純損失の結果を重く受け止め、一層の収益源の多様化と商品提案力の向上を図るとともに、組織、体制のスリム化と最新のIT導入を含む抜本的な業務の効率化を加速してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実施を前提としつつ、業績を勘案した結果、1株当たり10円とさせていただきます。

業績の主な内訳は下記のとおりであります。

① 受入手数料

委託手数料は21億23百万円(前年同期比99.8%)、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料が24百万円(同209.4%)、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料が3億24百万円(同194.8%)、投資信託の信託報酬等によるその他の受入手数料は4億76百万円(同101.6%)となりました。

その結果、受入手数料は29億49百万円(同106.3%)となりました。

② 金融収支

金融収益は6億53百万円(前年同期比87.4%)、金融費用は2億25百万円(同112.4%)となりました。

その結果、金融収支は4億27百万円の利益(同78.2%)となりました。

③ トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は1億33百万円の利益(前年同期比854.0%)、債券・為替等のトレーディング損益は2億29百万円の利益(同58.1%)となりました。

その結果、トレーディング損益は3億63百万円の利益(同88.5%)となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、通信・運送費及び広告宣伝費の減少等による取引関係費の減少、従業員の減少による人件費の減少等により44億82百万円(前年同期比96.2%)となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は、投資有価証券の売却益3百万円等により、3百万円となりました。一方、特別損失は固定資産の減損損失201百万円等により204百万円となりました。

その結果、特別損益は201百万円の損失となりました。

商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

| 区 分 | 第74期 (2018. 4. 1～ 2019. 3. 31) | | 第75期(当事業年度) (2019. 4. 1～ 2020. 3. 31) | |
|-------|--------------------------------------|--------------------|---|--------------------|
| | | 構成比 | | 構成比 |
| 株 券 | 2, 118 ^{百万円} | 76. 4 [%] | 2, 111 ^{百万円} | 71. 6 [%] |
| 債 券 | 4 | 0. 1 | 6 | 0. 2 |
| 受益証券 | 551 | 19. 9 | 698 | 23. 7 |
| そ の 他 | 99 | 3. 6 | 132 | 4. 5 |
| 計 | 2, 773 | 100. 0 | 2, 949 | 100. 0 |

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は146百万円であります。その主なものは、OS変更に伴うパソコンの入替費用、営業車両の入替、サービス強化に伴うソフトウェアの投資等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または、新株予約権等の取得または処分の状況

- ① 他の会社の株式の取得または処分
該当事項はありません。
- ② 他の会社の新株予約権等の取得または処分
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

今後の事業運営を考えるにあたり、新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大の影響への対処は最大の課題であると考えております。当社も外訪活動や出勤体制の見直しを実施しており、感染対策の長期間化により、収益面での影響は計り知れない状況にあります。感染拡大終息後における日本経済動向は不安定かつ不透明な状況となり、法人・個人を問わず投資家の投資意欲の回復にも時間を要する展開も予想されます。

このような環境下ではありますが、当社がなすべきことは変化しないとの考えにもとづき、経営課題に対して地道かつ着実に取組んでまいります。

当社は埼玉県内における店舗網を最大限に活用して、お客さまのニーズに対してきめ細かいサポートを行うことで顧客基盤の拡大を目指してまいります。

一人ひとりの社員の能力を最大限発揮することで、金融コンサルティング営業におけるプロ集団を目指し、いかなる環境下においてもお客さま第一主義を追求し、「信頼と安心」そして「圧倒的な存在感を有する地域NO. 1」の証券会社の確立を通じ、企業価値の一層の向上に取組みます。さらに、コンプライアンス重視の経営により証券会社としての社会的責任を果たし、継続的な成長力の確保を目指します。

選ばれる証券会社としてのブランドを確立することで、淘汰の進む証券業界で生き残るために全社を挙げて取組んでまいります。

(8) 財産および損益の状況

| 区 分 | 第72期 (2016. 4. 1～ 2017. 3. 31) | 第73期 (2017. 4. 1～ 2018. 3. 31) | 第74期 (2018. 4. 1～ 2019. 3. 31) | 第75期 (当事業年度) (2019. 4. 1～ 2020. 3. 31) |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 営業収益 (うち受入手数料) | 4,441 ^{百万円} (2,987) | 5,528 ^{百万円} (3,876) | 3,931 ^{百万円} (2,773) | 3,966 ^{百万円} (2,949) |
| 経常利益又は損失 (△) | △433 | 315 | △742 | △584 |
| 当期純利益又は純損失 (△) | △396 | 316 | △710 | △791 |
| 1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) | △35.08円 | 30.54円 | △71.07円 | △79.20円 |
| 総 資 産 | 72,607 ^{百万円} | 80,535 ^{百万円} | 66,612 ^{百万円} | 58,538 ^{百万円} |
| 純 資 産 | 20,029 | 19,925 | 18,443 | 17,233 |
| 自己資本規制比率 | 626.7% | 599.8% | 617.7% | 722.0% |

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

① 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

ア. 委託売買業務

主に金融商品取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

イ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ウ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する目的で取得する業務ならびに他に取得する者がいない場合にその残部を取得する業務

エ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

② 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、政府関係機関、事業会社、金融機関等の発行する債券について、委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③ 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

④ 有価証券関連市場デリバティブ取引業務

有価証券関連市場デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

(11) 主要な営業所等

| | |
|-------|-------------|
| 本 店 | 埼玉県さいたま市大宮区 |
| 本店営業部 | 埼玉県さいたま市大宮区 |
| 浦和支店 | 埼玉県さいたま市浦和区 |
| 上尾支店 | 埼玉県上尾市 |
| 北本支店 | 埼玉県北本市 |
| 春日部支店 | 埼玉県春日部市 |
| 越谷支店 | 埼玉県越谷市 |
| 加須支店 | 埼玉県加須市 |
| 熊谷支店 | 埼玉県熊谷市 |
| 深谷支店 | 埼玉県深谷市 |
| 本庄支店 | 埼玉県本庄市 |
| 志木支店 | 埼玉県志木市 |
| 川越支店 | 埼玉県川越市 |
| 坂戸支店 | 埼玉県坂戸市 |
| 東松山支店 | 埼玉県東松山市 |
| 飯能支店 | 埼玉県飯能市 |
| 青梅プラザ | 東京都青梅市 |
| 久米川支店 | 東京都東村山市 |
| 東京本部 | 東京都中央区 |
| 新宿支店 | 東京都新宿区 |
| 横浜支店 | 神奈川県横浜市中区 |
| 市川支店 | 千葉県市川市 |
| 大阪支店 | 大阪府大阪市中央区 |

(12) 使用人の状況

| 区 分 | | 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----|------|--------|-------|--------|
| 職 員 | 男 子 | 207名 | 17名減 | 49.9才 | 18.4年 |
| | 女 子 | 86名 | 1名減 | 40.7才 | 14.6年 |
| 歩合外務員 | | 6名 | 3名減 | 69.7才 | 23.4年 |
| 嘱 託 等 | | 43名 | 7名増 | 62.2才 | 25.0年 |
| 合計または平均 | | 342名 | 14名減 | 49.5才 | 18.3年 |

- (注) 1. 使用人数には、他社への出向者は含めておりません。
 2. 2020年3月末時点では、他社からの受入出向者、パートタイマー、派遣社員等
 はおりません。

(13) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金の種類 | 借入金残高 |
|-------------|---------|-------|
| 株式会社りそな銀行 | 短期借入金 | 1,500 |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 短期借入金 | 1,000 |
| 株式会社三井住友銀行 | 短期借入金 | 354 |
| 株式会社武蔵野銀行 | 短期借入金 | 100 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 短期借入金 | 100 |
| 埼玉県信用金庫 | 短期借入金 | 100 |
| 株式会社七十七銀行 | 短期借入金 | 100 |
| 株式会社みずほ銀行 | 短期借入金 | 100 |
| 東京証券信用組合 | 短期借入金 | 100 |
| 日本証券金融株式会社 | 短期借入金 | 50 |
| | 信用取引借入金 | 9,670 |

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 42,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,996,842株（自己株式794,577株を除く。）

(注) 自己株式は、前事業年度末と比較し、42株増加しております。その内訳は、次のとおりであります。

自己株式の増加

単元未満株式の買取

42株

(3) 株主数 176名

(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|-----|-------|
| 富士倉庫運輸株式会社 | 720 | 7.20% |
| 大栄不動産株式会社 | 697 | 6.98 |
| 日新製糖株式会社 | 680 | 6.80 |
| 日本電子計算株式会社 | 666 | 6.66 |
| 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 | 638 | 6.38 |
| サイボー株式会社 | 542 | 5.42 |
| リテラ・クレア証券株式会社 | 462 | 4.62 |
| 株式会社しまむら | 450 | 4.50 |
| 蛇の目マシン工業株式会社 | 420 | 4.20 |
| 東海運株式会社 | 379 | 3.79 |

(注) 1. 2020年3月末現在の大株主上位10名を記載いたしております。
2. 当社は自己株式794,577株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

【2014年8月26日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき104,600円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 100円
- ③ 新株予約権の行使条件 取締役、執行役員もしくは従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2014年10月2日から2044年10月1日まで
- ⑤ 当社役員保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数 | 保有者数 |
|-----|---------|-----------------|------|
| 取締役 | 133個 | 普通株式 13,300株 | 3名 |

- (注) 1. 当社は社外取締役を選任しておりません。
 2. 監査役が保有する新株予約権等はありません。
 3. 上記①の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

【2015年10月29日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき125,800円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 100円
- ③ 新株予約権の行使条件 取締役、執行役員もしくは従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2015年12月1日から2045年11月30日まで
- ⑤ 当社役員保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数 | 保有者数 |
|-----|---------|----------------|------|
| 取締役 | 81個 | 普通株式 8,100株 | 5名 |

- (注) 1. 当社は社外取締役を選任しておりません。
 2. 監査役が保有する新株予約権等はありません。
 3. 上記①の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払

込はありません。

4. 上記⑤の保有状況には、当該新株予約権が発行された時点において、当社の使用人等であった取締役が就任前に付与された新株予約権も含まれております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|---------------------------|
| 代表取締役会長 | 小 高 富士夫 | |
| 代表取締役社長 | 野 村 眞 | |
| 取締役専務執行役員 | 朝 倉 仁 人 | 管理本部長 |
| 取締役常務執行役員 | 三 澤 孝 彦 | コンプライアンス本部長兼コンプライアンス部担当 |
| 取締役常務執行役員 | 瀬戸本 一 雄 | 営業本部長兼ソリューション推進部担当兼人事部副担当 |
| 取締役執行役員 | 安 藤 敦 | 経営企画部・財務部担当 |
| 取締役執行役員 | 吉 原 保 | 営業企画部担当 |
| 常 勤 監 査 役 | 東 條 正 和 | |
| 監 査 役 | 星 野 修 一 | |
| 監 査 役 | 田 口 慶 二 | 富士倉庫運輸(株) 執行役員文書営業部長 |

(注) 星野修一および田口慶二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等の総額 |
|-------|--------------------|-------------------------|
| 取 締 役 | 7名 | 137百万円 |
| 監 査 役 | 3名 (うち社外監査役 2名) | 16百万円 (うち社外監査役 4百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第44期定時株主総会において、使用人分の報酬額を含まず年額300百万円以内とする決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第46期定時株主総会において、年額35百万円以内とする決議をいただいております。

(4) 社外役員に関する事項

○監査役 星野 修一

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会11回全てに出席し、監査役会12回全てに出席しており、主に出身分野の業務を通じて培ってきた知識と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

オ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

○監査役 田口 慶二

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況
該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会11回全てに出席し、監査役会12回全てに出席しており、主に出身分野の業務を通じて培ってきた知識と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

オ. 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

15百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①および②の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、監査チーム体制、監査法人としての品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積り算定根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の独立性・品質管理体制・監査の有効性及び効率性・監査報酬等を総合的に勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況の概況

当社は、取締役会において、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項および第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）につき「内部統制システム構築に係る基本方針」を決議し、適宜これを改定しております。

当事業年度に決議した内容および運用状況の概要は次の通りです。

なお、2020年4月28日付で、「内部統制システム構築に係る基本方針」を見直し、改定を行っております。その内容につきましては、当社ホームページにおいて開示を行っておりますのでご参照ください。

内部統制システム構築に係る基本方針および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は経営理念、倫理コード、行動規範等を定めた「コンプライアンスマニュアル」のもと、役職員全員が法令・定款および社会規範を遵守することにより、強固なコンプライアンス態勢の構築を図っていく。

【運用状況】

- ・全社的なコンプライアンス態勢を充実・機能させるため、取締役、執行役員の委員11名で構成するコンプライアンス委員会を設置している。
 - ・年度ごとに個別具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、その進捗・達成状況を定期的に取締役会に対し報告を行っている。
 - ・財務報告の適正性確保のため、代表取締役ならびに財務担当役員は会計監査人と定期的にディスカッションの機会を設け情報共有を行っている。
- (2) 本部各部、各営業部店にコンプライアンス責任者を配置して各職場におけるコンプライアンスの徹底を図っていく。

【運用状況】

- ・コンプライアンスプログラムの目標および推進策、コンプライアンス委員会で報告・協議された事項を、コンプライアンス責任者を通じて社員に知らせ、教育・指導を行っている。
- (3) 「コンプライアンス委員会」は取締役会直轄としてコンプライアンス態勢強化の具体策の検討や、問題点が発生した場合の再発防止策の協議を行っていく。

【運用状況】

- ・「コンプライアンス委員会」は原則として毎月定例会議を開催し、直近のコンプライアンスに係る活動状況、問題点、解決すべき課題等を協議している。
- (4) 本部各部にまたがっているコンプライアンス管理を統括するため、コンプライアンス部を設置し、全体管理と教育研修を推進していく。

【運用状況】

- ・階層別研修やコンプライアンス研修を通じて、コンプライアンス部が教育・研修を行っている。
 - ・コンプライアンス部では、コンプライアンスマニュアルに記載されている事項に基づきコンプライアンスチェックリストを作成し、その遵守状況の確認を全社員に対しアンケート形式で実施し、その内容を分析し、問題点・傾向を纏め、取締役会に報告している。
- (5) 内部監査担当部門により、本部ならびに営業部店における業務運営ならびに内部管理体制の適切性・有効性を複合的に検証・確認し、代表取締役及び取締役会に報告し、執行部門の内部管理体制の改善・強化を図っていく。

【運用状況】

- ・監査部による監査ならびにコンプライアンス部によるモニタリング等により、業務運営ならびに内部管理体制を検証し、改善を進めている。
- (6) 業務執行上の伝達ルートから独立した報告経路として、人事部長宛の報告に加え、コンプライアンスホットライン（内部通報制度）があり、報告者には報告したことによる不利益を受けることのないように内部管理統括責任者が管理・監督を行っていく。

【運用状況】

- ・人事部長・内部管理統括責任者（コンプライアンスホットライン）・監査役ならびに外部機関として日本証券業協会の内部通報支援センターの利用案内をコンプライアンスマニュアルに掲載するとともに、あわせて当社顧問弁護士への通報窓口も記載した各連絡先・方法の書面を各部店毎の業務室内に掲出し、利用方法の周知を図っている。

(7) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を一切行わず、毅然たる態度で対応する。またマネー・ローンダリング、テロ資金および大量破壊兵器の拡散に対する資金供与防止に係る取組みを強化し、内部管理態勢の構築、改善に努めていく。

【運用状況】

・「反社会的勢力に対する基本方針」、「行動規範」、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」「マネー・ローンダリング等防止に係る基本方針」を定め、顧客取引に関する約款・規程等、および社員向けのコンプライアンスマニュアル等に明記し周知徹底を図っている。また反社会的勢力の排除のため反社チェックならびに疑わしい取引の監視、管理を厳格に行っている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社の全ての職務執行に係る情報・文書の取扱は法令並びに社内の文書取扱規程に則り、適切な整理、保管、保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持していく。

【運用状況】

・文書保管について、社内および外部委託先における顧客情報の適切な管理に努めている。また本社各部署が締結した契約書類は原則、一括集中管理している。

(2) 当社は情報資産を安全・確実に保護するための統一方針として定めた「情報セキュリティ基本方針」により、役職者全員が情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、当社の情報セキュリティが確保できる体制を維持していく。

【運用状況】

・情報資産を守るべく安全対策基準および行動基準を明示した「セキュリティポリシー」に基づき「情報セキュリティ基本方針」・「情報セキュリティ対策基準」・「サイバーセキュリティ対策方針」・「サイバーセキュリティ対策基準」・「コンテンツエンジニアリング」を定めている。

・各種防御システム等の導入によりセキュリティ水準の強化を進めている。また外部委託先に対する情報管理を含む業務執行能力・運営体制・財務内容等委託先の適格性を確認している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクに対する基本方針・基本事項は取締役会で決定され、リスクカテゴリー毎に管理部署が定められている。社内各部署のリスク管理を統括する部署として経営企画部が網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化していく。また常設の危機管理委員会を設置し、災害や障害など緊急事態に陥った際の組織体制ならびに指揮命令系統及び業務運営手順等を明確化し、業務の早期回復のための危機管理対応の実効性を確保していく。

【運用状況】

・取締役会において「リスク管理基本方針」を定め、本方針の下で各種リスク管理に関する規程、細則、マニュアル等を規定し、リスク管理体制を構築し、対処している。

- ・金融商品取引業者としての経営指標のベースとなる自己資本規制比率の状況を中心にした「リスク管理に関する状況報告」を作成し、各種リスクの発現状況をまとめ、毎月の取締役会で報告している。
- ・「統合リスク管理運営規程」に基づき、半期毎に当社が許容できるリスク量を基とする資本を業務別に配分し、毎月その使用状況を取締役会で報告している。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会」は取締役7名で構成されており、迅速に意思決定ができる体制となっている。「取締役会」は取締役会規程に基づいて、毎月開催される定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督していく。

【運用状況】

- ・当事業年度は本社において11回の取締役会を開催した。

(2) 当社では執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割分担を明確にするとともに、業務執行機能の強化を図っていく。取締役および執行役員によって構成される「経営会議」は「取締役会」において決定された経営基本方針に基づき、業務執行の具体的方針および計画の策定、「取締役会」に付議すべき事項等について審議・決裁を行い、経営諸施策に関する報告・検討を行っていく。

【運用状況】

- ・当事業年度は本社において23回の経営会議を開催した。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

平成31年3月8日に当社創業100周年記念事業の一環として、当社と連携して地域貢献活動を進めることを主目的とした一般財団法人むさしコミュニティ振興財団を設立した。本財団の管理は、経営企画部長が統括し、その職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会に報告を行っていく。

【運用状況】

- ・一般財団法人むさしコミュニティ振興財団の事業計画、収支計画およびその執行状況および実績について特段の問題がないことを確認している。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性

- (1) 監査役からの求めに応じて、監査役の業務補助のため監査役事務局及び監査役スタッフを置くこととする。

【運用状況】

- ・監査役事務局を設置し、監査役スタッフとして現在1名を配置している。

(2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役スタッフは、その命令に関して取締役からの独立性を保障する。

【運用状況】

- ・監査役スタッフは、取締役の指示に左右されることなく、独立性を保障されて監査役からの指示に従って業務にあたっている。

(3) 監査役スタッフの任命・異動・人事考課・懲戒については監査役と事前協議を行い、監査役の同意を得るものとする。

【運用状況】

- ・監査役スタッフに対する人事権の行使に際しては、監査役と事前協議を行い、監査役の同意を得ている。

7. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役ならびに使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには法令に従って、直ちに監査役に報告する。

【運用状況】

- ・報告すべき損害規模の基準を明確化するとともに、基準に達しないものを含めリスク発現認識時には直ちに監査役に報告するよう努めている。
- ・常勤監査役は監査役監査の中で、社員との個別面談を通じ、様々な情報の収集に努めている。
- ・常勤監査役は取締役会の他、経営会議、コンプライアンス委員会等の当社重要会議の全てにオブザーバーとして出席しており、業務運営上発生した当社経営に影響を与える事象を適宜、確認している。

- (2) 監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され監査役会規程に基づき、法令、定款に従い、監査役の監査基本方針を定めていく。

【運用状況】

- ・監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名から構成され、定時株主総会終了後の監査役会で監査基本方針を定めて監査役監査を実施し、原則として月1回以上の監査役会を開催し、監査役監査の執行状況を確認しており、監査役監査執行における阻害要因は現状発生していないことを確認している。

- (3) 各監査役は「取締役会」に出席する他、常勤監査役は経営会議を始めとして、その他の重要会議に出席し、重要書類の閲覧、業務部門の業務遂行状況の聴取を定期的に行う等、監査役は業務執行全体の監査を実施していく。

また、常勤監査役は内部監査担当部門と緊密な連携を図るとともに会計監査人と定期的な打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報交換を行い、連携を高めている。

【運用状況】

- ・監査役3名は原則毎月の取締役会に全員が出席している。また常勤監査役は当社その他の重要な諸会議にもオブザーバーとして出席し、取締役等に対する牽制機能および助言機能の強化を図っている。
- ・内部監査担当部門が実施した監査結果は遅滞なく直接、監査役に報告され、緊密な連携を図っている。
- ・会計監査人とは、決算に際し会計方針の確認、会計監査の状況確認、監査報告の内容確認等を行っている。また、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案は監査役会が決定している。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見し直ちに取締役または監査役にその事実の報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないことを保障する。

【運用状況】

- ・不利益な取扱いはなく、当該事象による不利益受忍の申し出もない。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支払うこととする。

【運用状況】

- ・監査役からの職務遂行にかかる費用の請求に対し拒絶、支払遅延した事実はない。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、全役員職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。

【運用状況】

- ・代表取締役は監査役から監査役監査の執行環境にかかる問題点の有無を聴取し、問題がないことを確認している。

- (2) 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。

【運用状況】

- ・代表取締役と監査役は定期的に会合し意見交換を行っている。

- (3) 内部監査担当部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

【運用状況】

- ・内部監査担当部門と監査役は定期・不定期の会合を行い、緊密な連携を図っている。

以 上

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は定款において、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨の定めを設けております。剰余金の配当につきましては、収益変動の激しい証券業界の特質を踏まえ、内部留保に配慮しつつ、株主の皆様への利益還元を重視し、安定的かつ継続的な配当の実施を目指すことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 53,639,593 | 流動負債 | 39,287,752 |
| 現金・預金 | 11,845,972 | 約定期取返奨定債 | 5,575 |
| 預託金 | 20,499,976 | 信用取引借入金 | 10,768,435 |
| トレーディング商品 | 103,351 | 信用取引貸証券受入 | 9,670,128 |
| 商品有価証券等 | 103,351 | 有価証券担保借入 | 1,098,306 |
| 信用取引資産 | 20,347,017 | 有価証券貸取受入 | 331,474 |
| 信用取引貸付金 | 19,930,948 | 預り | 17,069,473 |
| 信用取引証券担保金 | 416,068 | 顧客からの預り | 15,578,313 |
| 立替金 | 97,987 | その他の預り | 1,491,160 |
| 顧客への立替 | 97,102 | 受入保証 | 7,149,577 |
| その他の立替 | 884 | 信用取引受入保証 | 7,149,277 |
| 募集等払込金 | 140,346 | 信用取引受入保証 | 300 |
| 短期差入保証金 | 100,000 | 短期借入 | 3,504,415 |
| その他の差入保証 | 100,000 | 金融機関借入 | 3,454,415 |
| 前払金 | 41,525 | 証券金融会社借入 | 50,000 |
| 前払費用 | 54,668 | 未払 | 170,257 |
| 未収入金 | 33,851 | 未払費 | 117,883 |
| 未収益 | 376,840 | 未払法人税等 | 48,523 |
| 貸倒引当金 | △1,944 | 未賞与 | 107,889 |
| 固定資産 | 4,899,008 | 偶発損失引当 | 1,524 |
| 有形固定資産 | 289,133 | リース負債 | 9,794 |
| 建物 | 22,123 | その他の流動負債 | 2,929 |
| 器具・備品 | 162,384 | 固定負債 | 1,924,068 |
| 土地 | 75,019 | 繰延税金引当 | 21,522 |
| リース資産 | 29,605 | 繰延税引当 | 387,720 |
| 無形固定資産 | 1,586 | 退職給付未払金 | 1,374,277 |
| 投資その他の資産 | 4,608,289 | 長期資産除償 | 44,600 |
| 投資有価証券 | 4,271,812 | 資産の固定負債 | 89,946 |
| 出資 | 5,400 | その他固定負債 | 6,000 |
| 長期貸付金 | 12,662 | 引当金 | 93,035 |
| 長期差入保証金 | 285,457 | 金融商品取引責任準備金 | 93,035 |
| 長期前払費用 | 1,146 | 負債合計 | 41,304,855 |
| その他の投資等 | 57,153 | 純資産の部 | 16,443,636 |
| 貸倒引当金 | △25,343 | 株主資本 | 5,000,000 |
| 資産合計 | 58,538,602 | 資本 | 2,896,839 |
| | | 資本準備金 | 1,250,000 |
| | | 剰余金 | 1,646,839 |
| | | 利益剰余金 | 9,416,543 |
| | | その他利益剰余金 | 9,416,543 |
| | | 別途利益剰余金 | 832,147 |
| | | 繰越利益剰余金 | 8,584,395 |
| | | 自己株式 | △869,746 |
| | | 評価・換算差額等 | 749,461 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 749,461 |
| | | 新株予約権 | 40,648 |
| | | 純資産合計 | 17,233,746 |
| | | 負債・純資産合計 | 58,538,602 |

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 内 訳 | 金 額 |
|--------------------------------|-----------|-----------|
| 営業収益 | | |
| 受入手数料 | | 2,949,013 |
| 委託手数料 | 2,123,485 | |
| 引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料 | 24,979 | |
| 募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料 | 324,462 | |
| その他の受入手数料 | 476,085 | |
| トレーディング損益 | | 363,915 |
| 株券等トレーディング損益 | 133,993 | |
| 債券等トレーディング損益 | 208,724 | |
| その他トレーディング損益 | 21,197 | |
| 金融収益 | | 653,129 |
| 営業収益計 | | 3,966,058 |
| 金融費用 | | 225,985 |
| 純営業収益 | | 3,740,072 |
| 販売費・一般管理費 | | 4,482,704 |
| 取引関係費 | 634,065 | |
| 不動産関係費 | 2,668,109 | |
| 事務債却費 | 415,673 | |
| 減価償却費 | 548,839 | |
| 租税公課 | 81,386 | |
| その他の販売費・一般管理費 | 74,489 | |
| その他 | 60,140 | |
| 営業損失 | | 742,631 |
| 営業外収益 | | 165,166 |
| 営業外費用 | | 7,266 |
| 経常損失 | | 584,731 |
| 特別利益 | | 3,067 |
| 固定資産売却益 | 27 | |
| 投資有価証券売却益 | 3,040 | |
| 特別損失 | | 204,341 |
| 固定資産除却損 | 92 | |
| 投資有価証券評価減 | 100 | |
| 金融商品取引責任準備金繰入 | 1 | |
| 減損 | 201,847 | |
| 和解金 | 2,300 | |
| 税引前当期純損失 | | 786,006 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 16,446 |
| 法人税等調整額 | | △10,646 |
| 当期純損失 | | 791,806 |

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|----------|-------------|-------------|----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 5,000,000 | 1,250,000 | 1,646,839 | 2,896,839 | 832,147 | 9,476,170 | 10,308,318 | △869,697 | 17,335,461 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △99,968 | △99,968 | | △99,968 |
| 当期純損失(△) | | | | | | △791,806 | △791,806 | | △791,806 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △49 | △49 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | △891,775 | △891,775 | △49 | △891,824 |
| 当 期 末 残 高 | 5,000,000 | 1,250,000 | 1,646,839 | 2,896,839 | 832,147 | 8,584,395 | 9,416,543 | △869,746 | 16,443,636 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,067,296 | 1,067,296 | 40,648 | 18,443,406 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △99,968 |
| 当期純損失(△) | | | | △791,806 |
| 自己株式の取得 | | | | △49 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △317,835 | △317,835 | | △317,835 |
| 当期変動額合計 | △317,835 | △317,835 | — | △1,209,659 |
| 当 期 末 残 高 | 749,461 | 749,461 | 40,648 | 17,233,746 |

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲並びに評価基準及び評価方法

当社は時価の変動又は市場間の格差等を利用して利益を得ること並びにその損失を減少させることを目的として自己の計算において行う、有価証券の売買取引、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及びその他の取引等をトレーディングと定め、時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

i. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii. 時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5

年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております(執行役員に対する賞与引当金を含む)。

(4) 偶発損失引当金

従業員の不正等に伴う顧客への今後の損害賠償金の支払いに備えるため、その経過等の状況に基づく将来の損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(6) 特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保にかかる債務

担保に供している資産の状況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 被 担 保 債 務 | | 担保に供している資産 | |
|-----------|-----------|------------|-------|
| 種 類 | 期 末 残 高 | 投資有価証券 | 差入保証金 |
| | | 質 権 | |
| 短期借入金 | 50,000 | 81,695 | — |
| 証券金融会社借入金 | 50,000 | 81,695 | — |
| 信用取引借入金 | 9,670,128 | — | — |
| | 9,720,128 | 81,695 | — |

(注) 1. 担保に供している資産は期末時価によるものであります。

2. 貸借対照表に計上されている上記資産のほかに、自己融資の本担保証券480,685千円及び受入保証金代用有価証券4,200,945千円を上記債務の担保に供しております。

なお、信用取引借入金の本担保証券は9,423,597千円及び信用取引貸証券は1,150,179千円であります。

また、消費貸借契約により貸し付けた有価証券は301,147千円であります。

3. 先物取引等の証拠金として、投資有価証券512,491千円を差入れております。

4. 外国株式取引等の保証金として、現金100,000千円を差入れております。

5. 信用取引貸付金の本担保証券16,807,245千円、信用取引借証券401,797千円、受入証拠金代用有価証券199,946千円及び受入保証金代用有価証券28,748,113千円の差入を受けております。

消費貸借契約により貸し付けた有価証券の担保として、有価証券担保借入金331,474千円の差入を受けております。

2. 資産にかかる減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は1,004,567千円であります。

3. 保証債務

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 営業外収益の内訳

主なものは投資有価証券受取配当金132,415千円であります。

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて、収益性の低下により減損損失を計上しました。

| 用 途 | 場 所 | 種 類 | 減損損失 |
|-------|-------------|-------------|----------|
| 本 店 | 埼玉県さいたま市大宮区 | 建 物 | 0千円 |
| | | 建 物 附 属 設 備 | 18,166千円 |
| | | 構 築 物 | 258千円 |
| | | 資産除去費用資産 | 7,899千円 |
| 本店営業部 | 埼玉県さいたま市大宮区 | 建 物 附 属 設 備 | 7,559千円 |
| 浦和支店 | 埼玉県さいたま市浦和区 | 建 物 附 属 設 備 | 189千円 |
| | | 資産除去費用資産 | 975千円 |
| 上尾支店 | 埼玉県上尾市 | 資産除去費用資産 | 1,875千円 |
| 北本支店 | 埼玉県北本市 | 資産除去費用資産 | 1,178千円 |
| 春日部支店 | 埼玉県春日部市 | 建 物 附 属 設 備 | 140千円 |
| | | 資産除去費用資産 | 389千円 |
| 越谷支店 | 埼玉県越谷市 | 資産除去費用資産 | 647千円 |
| 加須支店 | 埼玉県加須市 | 資産除去費用資産 | 2,317千円 |
| 熊谷支店 | 埼玉県熊谷市 | 建 物 附 属 設 備 | 3,052千円 |
| | | 資産除去費用資産 | 1,827千円 |
| 深谷支店 | 埼玉県深谷市 | 建 物 | 5,704千円 |
| | | 建 物 附 属 設 備 | 2,127千円 |
| | | 土 地 | 1,414千円 |
| 本庄支店 | 埼玉県本庄市 | 資産除去費用資産 | 1,060千円 |
| 志木支店 | 埼玉県志木市 | 建 物 附 属 設 備 | 85千円 |
| | | 資産除去費用資産 | 549千円 |
| 川越支店 | 埼玉県川越市 | 建 物 附 属 設 備 | 1,330千円 |
| | | 資産除去費用資産 | 834千円 |

| 用 途 | 場 所 | 種 類 | 減損損失 |
|------------------|-----------|-------------------------------|---|
| 坂戸支店 | 埼玉県坂戸市 | 建物附属設備 資産除去費用資産 | 120千円 692千円 |
| 東松山支店 | 埼玉県東松山市 | 建 物 建物附属設備 構 築 物 土 地 | 2,153千円 17,985千円 3,492千円 7,003千円 |
| 飯能支店 | 埼玉県飯能市 | 資産除去費用資産 | 1,245千円 |
| 東京本部 | 東京都中央区 | 資産除去費用資産 | 4,914千円 |
| 新宿支店 | 東京都新宿区 | 建物附属設備 資産除去費用資産 | 4,939千円 913千円 |
| 青梅プラザ | 東京都青梅市 | 資産除去費用資産 | 226千円 |
| 横浜支店 | 神奈川県横浜市中区 | 資産除去費用資産 | 634千円 |
| 大阪支店 | 大阪府大阪市中央区 | 資産除去費用資産 | 1,208千円 |
| ソフトウェア | — | 無形固定資産 | 94,576千円 |
| 遊休資産 (売却予定資産) | 栃木県那須郡 | 土 地 | 2,157千円 |

(グルーピングの方法)

管理会計上で区分した部及び支店を、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として行っております。また、遊休資産については、個別単位で行っております。

(回収可能額の算定方法等)

建物、建物附属設備、構築物、資産除去費用資産及びソフトウェアについては、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能額を零として算定しております。

土地及び遊休資産については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準に算定した正味売却価額によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 10,791,419 | — | — | 10,791,419 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式(株) | 794,535 | 42 | — | 794,577 |

(変動事由の概要)

自己株式増加の内訳

単元未満株式の買取

42株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|------------|-------------|----------------|----------------|
| 2019年5月28日 取締役会 | 普通株式 | 99,968 | 10.00 | 2019年 3月31日 | 2019年 6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|------------|-------------|----------------|----------------|
| 2020年5月26日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 99,968 | 10.00 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月29日 |

4. 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 36,200株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------------------|---------------------|
| 賞与引当金 | 32,866千円 |
| 賞与引当金にかかる社会保険料 | 4,361千円 |
| 繰越欠損金 | 969,363千円 |
| 退職給付引当金 | 418,604千円 |
| 長期立替金償却 | 22,301千円 |
| 金融商品取引責任準備金 | 28,338千円 |
| 投資有価証券評価損 | 242,747千円 |
| 会員権評価損 | 6,469千円 |
| 減損損失 | 83,135千円 |
| 未払退職慰労金 | 13,585千円 |
| 貸倒引当金 | 8,616千円 |
| 減価償却費の償却超過額 | 64,607千円 |
| 資産除去債務 | 27,397千円 |
| 新株予約権 | 12,381千円 |
| その他 | 19,025千円 |
| 繰延税金資産小計 | <u>1,953,803千円</u> |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | <u>△ 969,363千円</u> |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | <u>△ 984,439千円</u> |
| 評価性引当額小計 | <u>△1,953,803千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | <u>— 千円</u> |

2. 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債

| | |
|-----------------|-------------------|
| その他有価証券評価差額金 | △360,341千円 |
| 合併受入資産評価差額 | △27,048千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △ 330千円 |
| 繰延税金負債合計 | <u>△387,720千円</u> |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等、金融商品の取扱いを主たる業務としております。

これらの業務を行うための資金は、自己資金や金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期間の決済性預金や、信用取引等における顧客への貸付金のほか、多様な運用ニーズを持つお客さまとの取引を目的とするトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、業務運営のための預金、金融商品取引法の規定に基づき国内において信託会社等に信託している預託金、信用取引業務における顧客への信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券等のほか、顧客の有価証券の売買等により受け入れた預り金等があります。

これらのうち、預金・預託金及び信用取引貸付金は、それぞれ関係当事者の信用リスクにさらされております。

また、預金には外貨預金もありますが、外貨預金については信用リスクのほか、為替変動リスクにもさらされております。

自己の計算に基づき保有する商品有価証券は、債券が中心であり、顧客販売目的のトレーディング業務等のために保有しております。また、投資有価証券につきましては上場・非上場の株式等で、資本政策の一環として保有するもの等であり、これらは、市場価格の変動リスクや、金利並びに為替の変動リスク、発行体の信用リスク等にさらされております。

デリバティブ取引は、顧客の外貨建有価証券取引に伴い、邦貨による受渡代金を確定する目的で行うものであり、投機目的の取引はありません。

株券貸借取引における有価証券担保借入金は、消費貸借契約に基づき貸し付けた有価証券の担保として受け入れているものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社における金融商品に係るリスク管理は、関連する法令や当社で定めた規程・ルールに従い、財務部、経営企画部等の各担当部署において管理を行い、これらのリスク管理全体について、原則月1回、経営会議及び取締役会において「リスク管理に関する状況報告」として報告することにより行っております。

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社が保有する預金は、預金保険制度により全額保護される当座預金や利息の付かない普通預金（決済用預金）とすることを基本方針としております。また、預金保険制度においてペイオフの対象となる普通預金、通知預金及び預金保険制度の対象外となる外貨預金も保有しておりますが、極力残高が膨らまないよう留意し、預入先も原則として大手金融機関とするなど、信用リスクの回避に努めております。

お客様よりお預かりしている金銭等は、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託として、当社の資産と明確に分別し管理しております。当該信託財産は、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については、顧客との間で様々な取引条件を設けることにより、顧客の担保不足や返済の不履行などの回避に努める旨と信管理体制を整備しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

市場リスクには、株価の変動により発生し得る価格変動リスクと、債券等の金利の変動により発生し得る価格変動・金利リスク、外国証券取引において外国為替相場の変動により発生し得る為替リスクがあります。

投資有価証券については、発行体の業況や、その株価動向などの情報収集に努めるとともに、取得または売却に際しては、経営会議及び取締役会において個別に検討を行い、リスクの回避に努めております。

デリバティブ取引（為替予約取引）については、顧客の外貨建有価証券取引に伴うものに限定しており、実質的な為替リスクを負うものではありません。

外貨預金については、保有する主要な外貨種類ごとに保有限度額を設けて管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクの管理において、当社は流動性リスクの回避のため資金繰管理規程を制定し、これに基づき財務部において週次及び日々の資金繰りを作成し、手元流動性に不足がないよう管理しております。さらに、取引金融機関との間で業務運営に十分な金額の当座貸越契約を締結しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|------------|------------|-----|
| (1) 現金・預金 | 11,845,972 | 11,845,972 | — |
| (2) 預託金 | 20,499,976 | 20,499,976 | — |
| (3) 信用取引資産 | 20,347,017 | 20,347,017 | — |
| ① 信用取引貸付金 | 19,930,948 | 19,930,948 | — |
| ② 信用取引借証券担保金 | 416,068 | 416,068 | — |
| (4) 投資有価証券 | 2,816,264 | 2,816,264 | — |
| 資産計 | 55,509,230 | 55,509,230 | — |
| (1) 信用取引負債 | 10,768,435 | 10,768,435 | — |
| ① 信用取引借入金 | 9,670,128 | 9,670,128 | — |
| ② 信用取引貸証券受入金 | 1,098,306 | 1,098,306 | — |
| (2) 顧客からの預り金 | 15,578,313 | 15,578,313 | — |
| (3) 信用取引受入保証金 | 7,149,277 | 7,149,277 | — |
| (4) 有価証券担保借入金 | 331,474 | 331,474 | — |
| (5) 短期借入金 | 3,504,415 | 3,504,415 | — |
| 負債計 | 37,331,915 | 37,331,915 | — |
| デリバティブ取引 (※) | — | — | — |

(※) 当事業年度については、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務はありません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金

預託金は、期間が固定されておらず、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引資産

信用取引資産は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 信用取引負債

信用取引負債は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 顧客からの預り金、(3) 信用取引受入保証金

これらは、期間が固定されておらず、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券担保借入金、(5) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 非 上 場 株 式 | 757,062 |
| 出 資 金 等 | 698,485 |

※ 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|------------|------------|---------|----------|------|
| 現金・預金 | 11,845,972 | — | — | — |
| 預託金 | 20,499,976 | — | — | — |
| 信用取引資産 | 20,347,017 | — | — | — |
| 信用取引貸付金 | 19,930,948 | — | — | — |
| 信用取引借証券担保金 | 416,068 | — | — | — |
| 合 計 | 52,692,966 | — | — | — |

(注4) 信用取引負債、顧客からの預り金、信用取引受入保証金、有価証券担保借入金及び短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|------------|------------|---------|----------|------|
| 信用取引負債 | 10,768,435 | — | — | — |
| 信用取引借入金 | 9,670,128 | — | — | — |
| 信用取引貸証券受入金 | 1,098,306 | — | — | — |
| 顧客からの預り金 | 15,578,313 | — | — | — |
| 信用取引受入保証金 | 7,149,277 | — | — | — |
| 有価証券担保借入金 | 331,474 | — | — | — |
| 短期借入金 | 3,504,415 | — | — | — |
| 合計 | 37,331,915 | — | — | — |

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 |
|----------|----------|-------------------|
| 売買目的有価証券 | 103,351 | △331 |

2. 満期保有目的の債券 該当事項はありません。

3. 関連会社株式 該当事項はありません。

4. その他有価証券

(単位：千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|----|-----------|-----------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 1,843,428 | 521,160 | 1,322,268 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 972,835 | 1,185,300 | △212,465 |
| 合計 | | 2,816,264 | 1,706,461 | 1,109,803 |

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-------|---------|---------|
| 8,269 | 3,040 | — |

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 1,719円85銭 |
| 2. 1株当たりの当期純損失金額 | 79円20銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

む さ し 証 券 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2020年5月22日
EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、むさし証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

むさし証券株式会社 監査役会

常勤監査役 東 條 正 和 ㊟

監査役 星 野 修 一 ㊟

監査役 田 口 慶 二 ㊟

(注) 監査役 星野修一及び監査役 田口慶二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役東條正和および星野修一の両氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者の略歴その他

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|---|--|
| 1 | 星野修一 (1951年1月2日生) | 1974年4月 ㈱埼玉銀行(現りそなグループ) 入行 1992年12月 ㈱あさひ銀行(現りそなグループ) 伊奈支店長 1996年7月 同行戸田支店長 2003年2月 大栄不動産㈱不動産営業第一部長 2003年5月 同社東京営業部東京支店長 2006年4月 同社監査室長 2010年6月 同社常勤監査役 2016年6月 当社監査役 現在に至る | 株 — |
| 2 | ※ 三澤孝彦 (1957年12月10日生) | 1980年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 2002年4月 ㈱みずほ銀行松本支店長 2007年8月 三栄証券㈱業務管理部部長 2008年6月 同社取締役管理本部長 2011年6月 同社常務取締役管理本部長 2012年6月 同社常務取締役統括兼営業部門担当 2015年7月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス本部長兼検査部・コンプライアンス部担当 2018年4月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス本部長兼監査部・コンプライアンス部担当 2019年6月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス本部長兼コンプライアンス部担当 現在に至る | 3,000 |

(注)1. ※は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 候補者星野修一氏は、社外監査役候補者であります。

候補者星野修一氏は、金融分野に関する高い見識と業務執行者としての豊富な経験と知見を生かし、客観的立場から当社の経営の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. なお、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以上

第75期定時株主総会会場ご案内図

〔会 場〕

OLSビル 9階 当社本店会議室
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

〔交通案内〕

JR大宮駅西口 徒歩7分

